

福知山市  
農業集落排水施設事業  
経営戦略

R02-R11

令和2年12月  
福知山市上下水道部



## はじめに

### 1 経営戦略策定の背景

農業集落排水事業及び簡易排水事業については、総務省より「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26年8月29日付総務省自治財政局公営企業三課室長通知）において、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な基本計画である「経営戦略」を策定し、経営基盤強化と財政マネジメントの向上に取り組むことが必要であると地方公共団体に求められたことから、本市は平成29年2月に「福知山市農業集落排水施設事業経営戦略」を策定しました。

近年、本市の農業集落排水事業及び簡易排水事業を取り巻く環境は、人口減少や節水気運の高まりにより収入の減少が見込まれる一方、老朽化する施設の更新や維持管理にかかる費用は増加傾向にあり、より一層厳しくなっています。

本市においては、令和2年7月に新たな「下水道ビジョン」を策定しており、将来にわたって安定的なサービスを提供できるよう、「下水道ビジョン」を反映し、健全で持続可能な「経営戦略」となるよう見直しを行いました。

### 2 経営戦略の計画期間

この経営戦略の計画期間は、令和2年度から令和11年度までの10年間です。

## 目 次

1	事業概要	集 1
(1)	事業の現況	集 1
①	施設	集 1
②	使用料	集 2
③	組織	集 3
(2)	民間活力の活用等	集 4
(3)	経営比較分析表を活用した現状分析	集 4
2	将来の事業環境	集 11
(1)	処理区域内人口と有収水量の予測	集 11
(2)	使用料収入の見通し	集 11
(3)	施設の見通し	集 11
①	管きょの状況	集 11
②	施設の状況	集 14
(4)	組織の見通し	集 15
3	経営の基本方針	集 16
4	投資・財政計画（収支計画）	集 17
(1)	投資・財政計画（収支計画）	集 17
(2)	投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明	集 17
①	収支計画のうち投資についての説明	集 17
②	収支計画のうち財源についての説明	集 17
③	収支計画のうち投資以外の経費についての説明	集 19
(3)	投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	集 19
①	今後の投資についての考え方・検討状況	集 19
②	今後の財源についての考え方・検討状況	集 20
③	投資以外の経費についての考え方・検討状況	集 20
5	経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	集 21

### 別紙 福知山市農業集落排水施設事業投資・財政計画

(内訳) 別紙1 農業集落排水施設事業 合算

別紙2 農業集落排水事業

別紙3 簡易排水事業

## 1 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 施設

##### (ア) 農業集落排水事業

供用開始年月日 (供用開始後年数)	昭和58年6月1日 (37年)	法適(全部・財務) ・非適の区分	非適用 (令和5年4月 より適用予定)
処理区域内 人口密度	12.2人/ha (令和2年3月31日 現在)	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	18地区(令和2年3月31日現在) (平成29年度に三河地区を北有路地区に、今西中地区を井田・額田地区に統合しました。)		
処理場数	18箇所(令和2年3月31日現在) (上記の統合に伴い、平成29年度に2処理場を廃止しました。)		
広域化・共同化・ 最適化の実施状況	平成29年度に三河地区を北有路地区に、今西中地区を井田・額田地区に統合するための事業が完了し、2処理場を廃止しました。また、令和4年度より下豊西部地区、令和6年度より行積長尾地区を公共下水道に統合するための事業を進めています。		

##### (イ) 簡易排水事業

供用開始年月日 (供用開始後年数)	平成8年4月15日 (24年)	法適(全部・財務) ・非適の区分	非適用 (令和5年4月 より適用予定)
処理区域内 人口密度	6.4人/ha (令和2年3月31日 現在)	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	1地区(令和2年3月31日現在)		
処理場数	1箇所(令和2年3月31日現在)		
広域化・共同化・ 最適化の実施状況	実施していません。(令和2年3月31日現在)		

② 使用料

(ア) 農業集落排水事業

使用料体系の概要・考え方	基本水量を設定し、基本水量を超過する水量に対しては通増制の使用料体系を採用しています。		
条例上の使用料※1 (20 m <sup>3</sup> あたり)	平成29年度 3,650 円	実質的な使用料※2 (20 m <sup>3</sup> あたり)	平成29年度 4,447 円
	平成30年度 3,650 円		平成30年度 4,468 円
	令和元年度 3,718 円		令和元年度 4,539 円

(イ) 簡易排水事業

使用料体系の概要・考え方	基本水量を設定し、基本水量を超過する水量に対しては通増制の使用料体系を採用しています。		
条例上の使用料※1 (20 m <sup>3</sup> あたり)	平成29年度 3,650 円	実質的な使用料※2 (20 m <sup>3</sup> あたり)	平成29年度 4,590 円
	平成30年度 3,650 円		平成30年度 4,483 円
	令和元年度 3,718 円		令和元年度 4,477 円

※1 条例上の使用料とは、一般家庭における20 m<sup>3</sup>あたりの使用料をいいます。

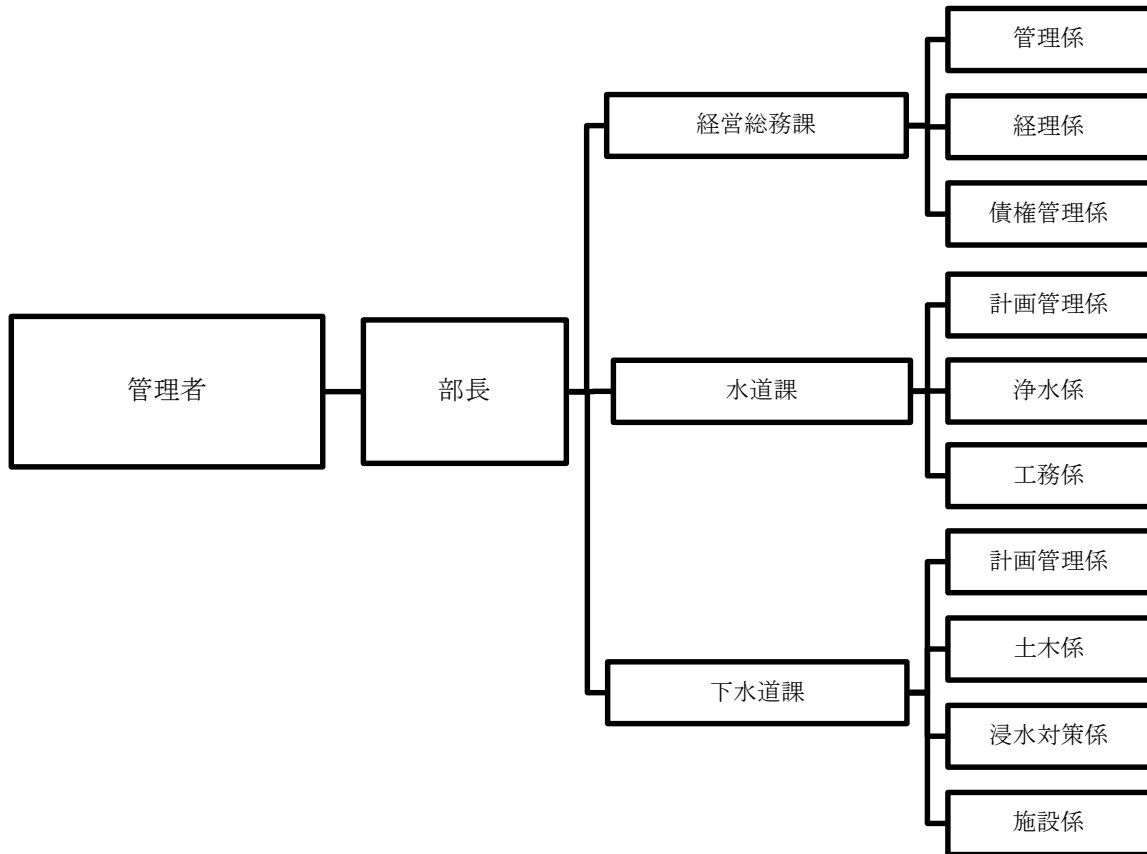
(税込み)

※2 実質的な使用料とは、使用料収入の合計を有収水量の合計で除した値に20 m<sup>3</sup>を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用等を含む。)をいいます。(税込み)

③ 組織（令和2年3月31日現在）

<機構図>

平成25年6月1日から、上下水道部長が管理者の職務を代理しています。



<職員数>

会計区分	R2.3.31現在
農業集落排水施設事業特別会計所属	4人

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	平成9年度から施設管理を順次民間事業者へ委託し、市内の広範囲にわたって点在する多くの施設の安定的な管理に努めてきました。 また、平成31年4月から包括的民間委託を導入し、窓口業務を委託することで業務の効率化を図っています。
	イ 指定管理者制度	該当ありません。
	ウ PPP・PFI	該当ありません。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) ※1	該当ありません。
	イ 土地・施設利用等 (未利用土地・施設の活用等) ※2	該当ありません。

※1 エネルギー利用とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む。)を用いた収入増につながる取組を指します。

※2 土地・施設利用とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた収入増につながる取組を指します(単純な売却は除く。)

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析(平成30年度決算 経営比較分析表)

<農業集落排水事業>

■ 経営の健全性・効率性

グラフ凡例		
■	当該団体値(当該値)	
—	類似団体平均値(平均値)	
【】	平成30年度全国平均	

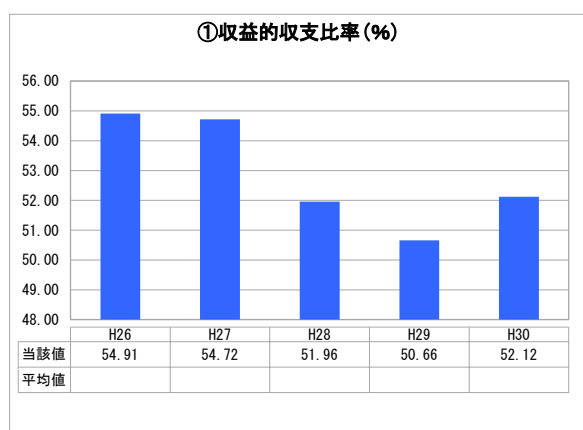


図 1-1 経常損益

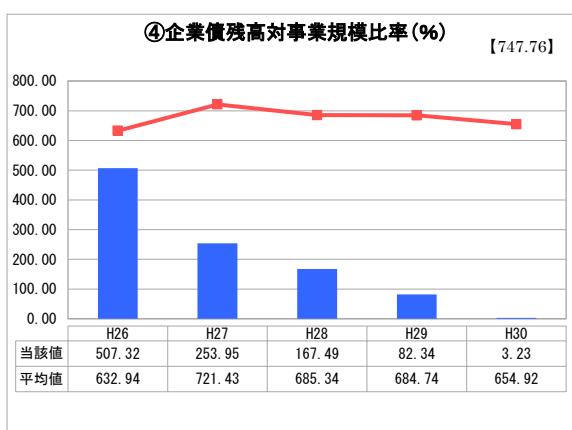


図 1-2 債務残高

収益的収支比率は、国庫補助金や一般会計からの繰入金が増加したことで総収益が増加し、前年度と比較して数値は改善しています。

企業債残高対事業規模比率は、管きょ等の整備を完了していることから、事業規模に占



める企業債残高は類似団体と比較し、低い数値で推移しています。

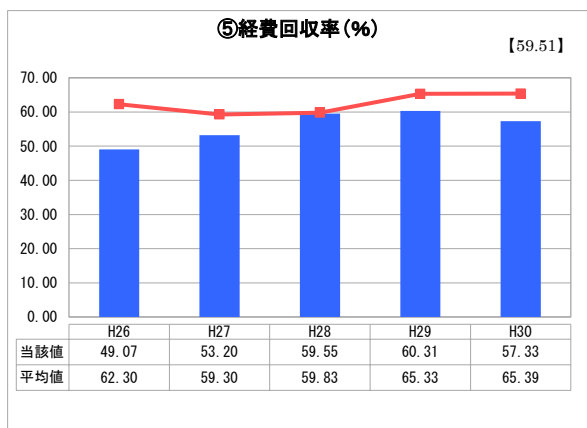


図 1-3 使用料水準の適切性

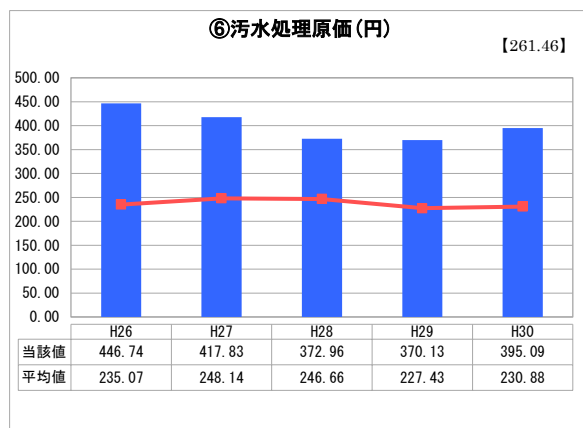


図 1-4 費用の効率性

経費回収率は、現状では汚水処理に係る経費を使用料で賄えていない状況が続いています。使用料の減少率に比べ、汚水処理費の減少率が小さいことから、平成30年度の経費回収率は低下しました。また、類似団体平均値と比較しても、やや低い数値で推移しています。

汚水処理原価は、平成29年度までは減少しましたが、平成30年度は前年度に比べ、若干増加しました。有収水量も人口減少に伴い減少していくため、今後も経費節減に努める必要があります。

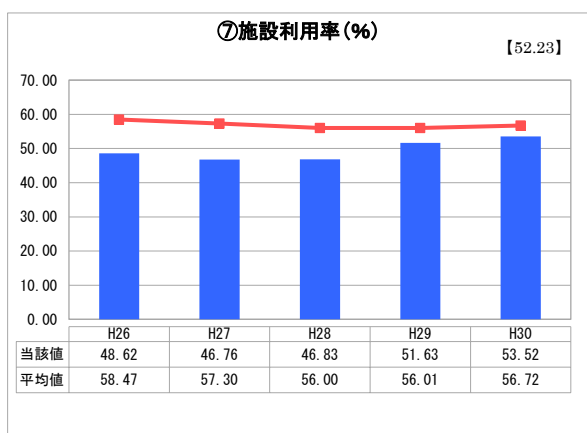


図 1-5 施設の効率性

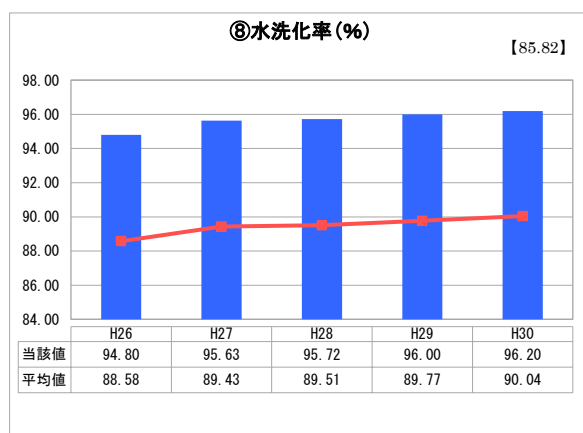


図 1-6 使用料対象の捕捉

施設利用率は、施設の統合事業に取り組んだ結果、昨年度と比較して1.89ポイント上昇し、施設利用の改善・向上を図ることができました。

水洗化率は、類似団体の平均値を上回る水準となっており、農業用排水の水質の汚濁を防止し、農村地域の健全な水循環に資するとともに、農村の基礎的な生活環境の向上に寄与しています。100%を目標とし、引き続き水洗化率の向上に努める必要があります。

## ■老朽化の状況

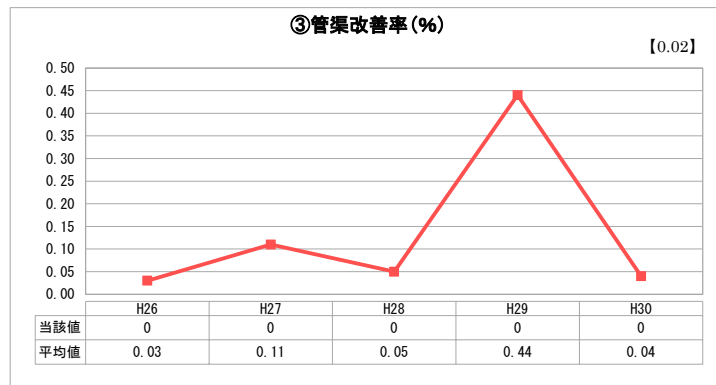


図 1-7 管きよの更新投資・老朽化対策の実施状況

管きよ改善率は、整備完了からの経過年数が浅く、標準耐用年数が経過するまで期間があるため、0%で推移しています。

## ■経営比較分析の総括

本市の農業集落排水施設の整備は平成19年度に完了していることから、現在は適正に施設の維持管理を行う業務が事業の大半を占めている状況です。処理施設が広範囲に多数点在するため維持管理費が大きく、また、施設に対する処理区域の面積は小さく有収水量も低いため、汚水処理原価が高い傾向にあります。使用料収入のみでは維持管理経費を賄えていない状況であり、安定した財源の確保と更なる維持管理費の節減を図る必要があります。

維持管理費節減に向けての対策として、平成29年度に三河地区を北有路地区に、今西中地区を井田・額田地区に施設統合する工事が完了し、三河汚水処理場を平成29年6月に、今西中汚水処理場を平成30年3月に廃止し、農業集落排水施設は現在18地区となり、施設数を減らしたことにより、人口減少により生じた施設の余剰能力を有効に活用することで、事業効率の向上を図ることができました。

今後は、令和4年度より下豊西部地区、令和6年度より行積長尾地区を公共下水道に施設統合する予定であり、さらなる事業効率の向上を図ります。

また、令和5年4月より現在の特別会計を廃止し、地方公営企業法の適用を予定しています。

<簡易排水事業>

■ 経営の健全性・効率性

グラフ凡例	
■	当該団体値（当該値）
—	類似団体平均値（平均値）
【	平成30年度全国平均

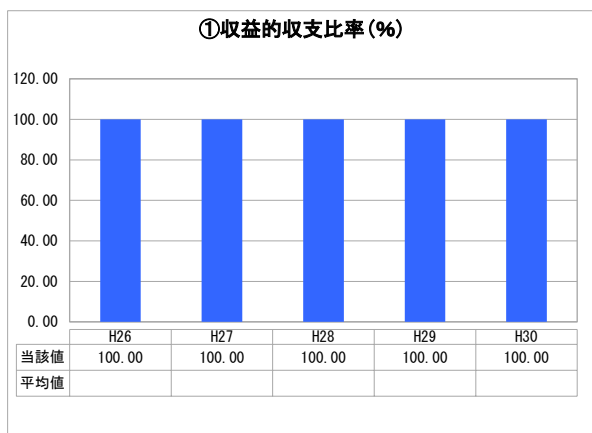


図 1-8 経常損益

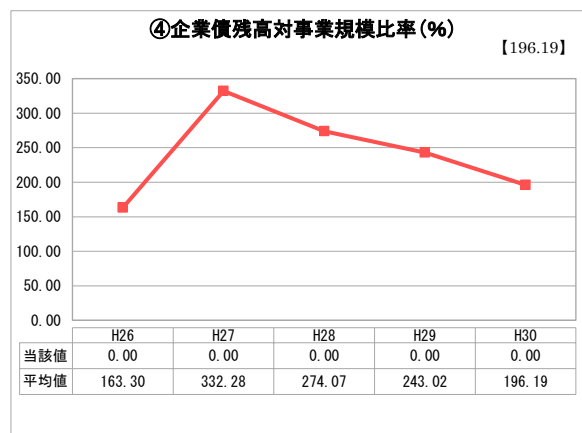


図 1-9 債務残高

収益的収支比率は、企業債の償還はなく、費用を使用料と一般会計からの繰入金で補っている状況です。

企業債残高対事業規模比率は、企業債残高がないため0%となっています。

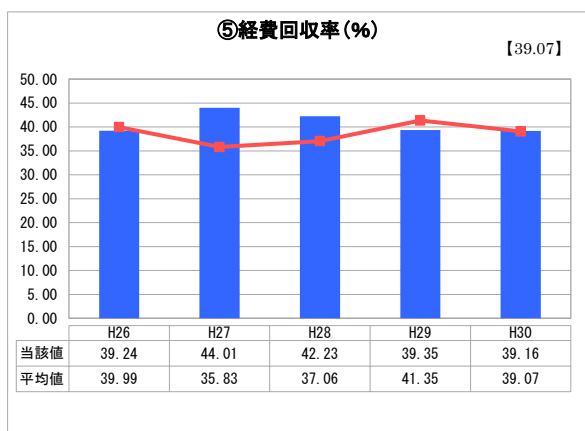


図 1-10 使用料水準の適切性

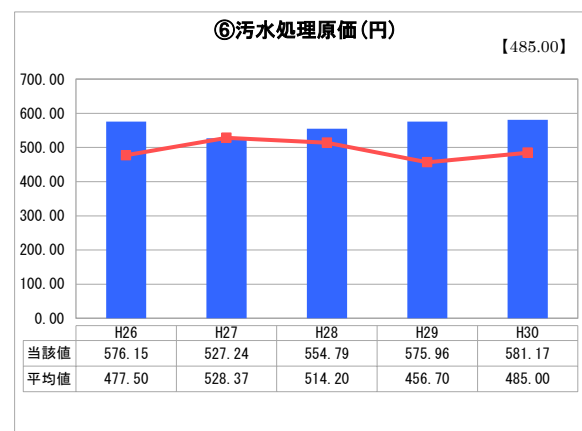


図 1-11 費用の効率性

経費回収率は、概ね類似団体平均値と近い数値で推移しています。処理区域内人口が少なく、維持管理費も最低限で行っており、使用料収入の減少が経費回収率の低下の要因となりました。今後これ以上の改善を図ることは困難な状況にあります。平成26年度については、隔月検針の開始により使用料収入が11か月分の計上となったことで、経費回収率についても減少したものです。

汚水処理原価は、汚水処理費が昨年度より微増したことにより増加しました。処理区域内人口の減少に伴い、有収水量の増加は見込まれず、今後も汚水処理原価の上昇が見込まれます。

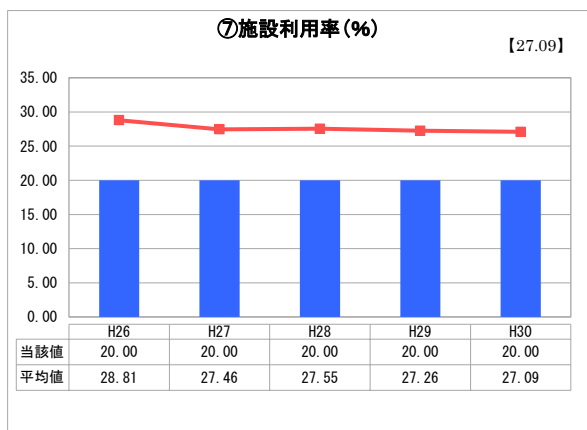


図 1-12 施設の効率性

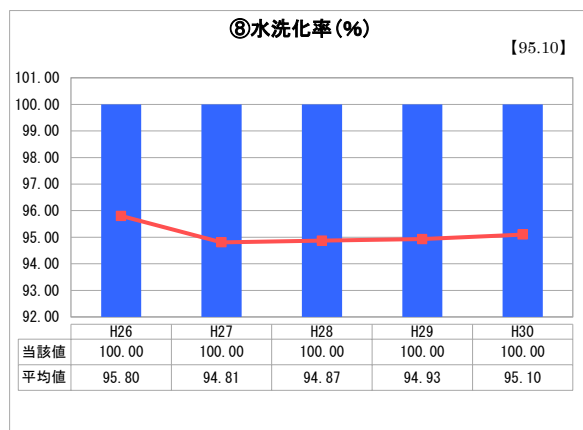


図 1-13 使用料対象の捕捉

施設利用率は、処理区域内人口の減少に伴い、類似団体より低い数値で推移しています。

水洗化率は100%であり、類似団体の平均値を上回っており、山村等の中山間地域において、地域の活性化と定住促進に寄与しています。

■老朽化の状況

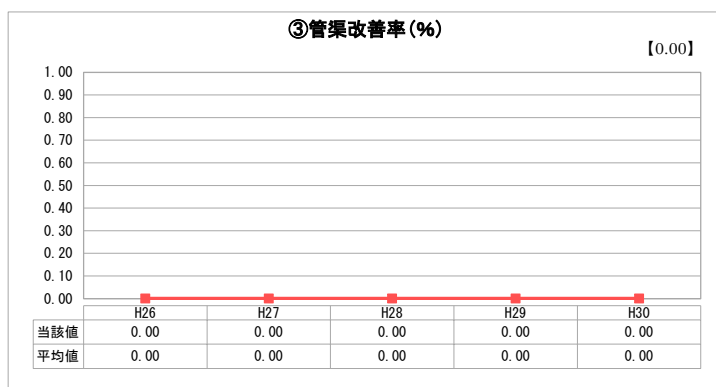


図 1-14 管きよの更新投資・老朽化対策の実施状況

管きよ改善率は、整備完了からの経過年数が浅く、標準耐用年数が経過するまで期間があるため、0%で推移しています。

■経営比較分析の総括

本市の簡易排水事業については一定整備を完了し、維持管理を行っている状況です。処理区域内人口や有収水量が少ないため汚水処理原価が高い傾向にあります。

今後も、小規模ですが欠くことのできない事業なので、安定的な経営に努めます。

令和5年4月より、現在の特別会計を廃止し、地方公営企業法の適用を予定しています。

<各指標についての説明>

■経営の健全性・効率性

① 収益的収支比率

使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを示す指標です。100%以上で単年度の収支が黒字であることを示しています。

② 累積欠損金比率 ※

営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補てんすることができず、複数年度にわたって累積した欠損金の状況を示す指標です。累積欠損金が発生していないことを示す0%であることが求められ、数値が0%より高い場合は、経営の健全性に課題があるといえます。

③ 流動比率 ※

短期的な債務に対する支払能力を表し、100%以上で1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がある状況を示す指標です。流動比率が高いほど、支払能力に余力があるとされています。

④ 企業債残高対事業規模比率

使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を示す指標です。数値が低いほど効率的であるといえるため、企業債残高を適正に管理し、増加を抑えることが必要になります。

⑤ 経費回収率

汚水処理に係る経費が、どの程度使用料収入で賄えているかを示す指標です。100%を上回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料収入で賄われていることを示しています。

⑥ 汚水処理原価

有収水量1m<sup>3</sup>あたりについてどれだけの費用がかかっているかを示す指標です。数値が低いほど、少ない費用で汚水処理が行われていることを示しています。

⑦ 施設利用率

一日処理能力に対する一日平均処理水量の割合を示す指標です。施設の利用状況や適正規模を判断することができます。数値が低い場合には、施設が遊休状態ではないかといった分析が必要になります。

⑧ 水洗化率

現在の処理区域内人口のうち、実際に下水道に接続して汚水を処理している人口の割合を示す指標です。公共用水域の水質保全や、使用料収入の増加等の観点から100%となっていることが望ましいとされています。

※②、③は、本市の農業集落排水事業及び簡易排水事業については、地方公営企業法の非適用事業であるため、該当しません。

## ■老朽化の状況

### ① 有形固定資産減価償却率 ※

有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを示す指標です。100%に近いほど、保有資産が法定耐用年数に近づいていることを示しています。

### ② 管渠老朽化率 ※

法定耐用年数を超えた管きょ延長の割合を示す指標で、管きょの老朽化度合を示します。数値が高いことは、法定耐用年数を経過した管きょを多く保有していることを示しています。

### ③ 管渠改善率

当該年度に更新した管きょ延長の割合を示す指標で、管きょの更新状況を把握できます。数値が1%の場合、全ての管きょを更新するのに100年かかる更新ペースであることを示しています。

※①、②は、本市の農業集落排水事業及び簡易排水事業については、地方公営企業法の非適用事業であるため、該当しません。

## 2 将来の事業環境

### (1) 処理区域内人口と有収水量の予測

処理区域内の人口は、市域全体の人口と同様に、農業集落排水区域、簡易排水区域ともに減少することが見込まれます。

これにより、有収水量についても減少していくと予測しています。

### (2) 使用料収入の見通し

農業集落排水事業及び簡易排水事業では共に、処理区域内人口の減少に伴い、有収水量が減少し、使用料収入についても減少すると予測しています。

また、汚水処理などに係る経費の一部について、一定の基準に基づき一般会計からの繰入を行っています。

福知山市の農業集落排水事業及び簡易排水事業については、地理的条件が厳しく処理人口も少ないため、使用料収入のみにより経営を行うことが困難な状況です。使用料収入が減少すると予測される中、今後の経営については、より一層の経費節減に努め、安定的に事業を持続することが求められています。

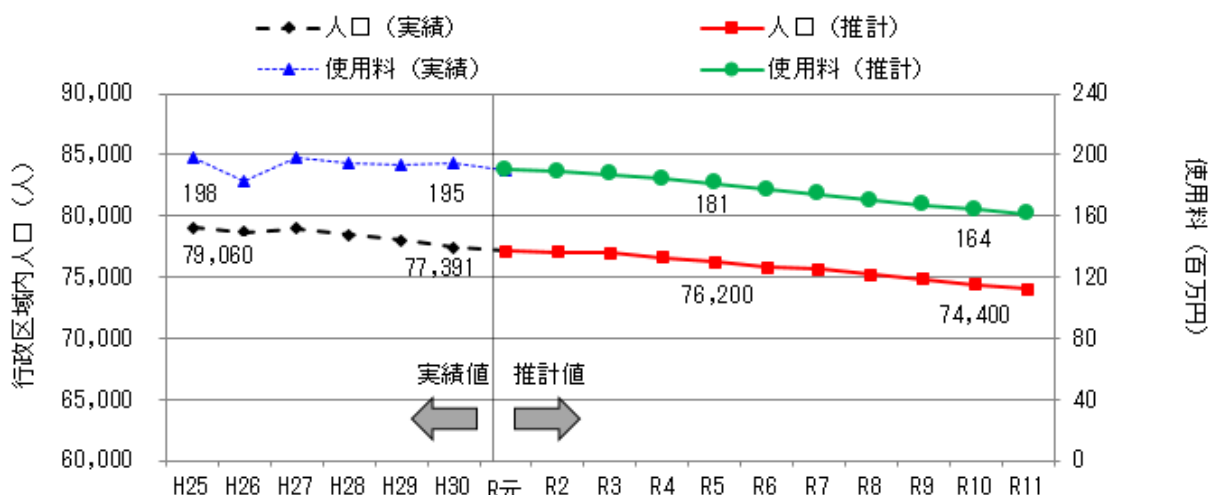


図 2-1 行政区域内人口と使用料の推移 (税込み)

### (3) 施設の見通し

#### ① 管きよの状況

福知山市の農業集落排水施設及び簡易排水施設においては、昭和54年から管きよの布設を開始し、最も古いもので約40年が経過していますが、管きよの標準耐用年数が50年であるため、更新時期を迎えている管きよはありません。

施工年度	経過年数	延長 (m)	累計延長 (m)	延長割合	累計 延長割合
1963 ~ 1969	50年以上	0	0	0.0%	0.0%
1970 ~ 1979	40年以上	1,260	1,260	0.6%	0.6%
1980 ~ 1989	30年以上	19,368	20,628	9.0%	9.6%
1990 ~ 1999	20年以上	122,092	142,720	56.4%	66.0%
2000 ~ 2009	10年以上	70,846	213,566	32.8%	98.8%
2010 ~ 2018	10年未満	2,521	216,087	1.2%	100.0%
合計		216,087		100.0%	

図2-2 経過年数別管きょ延長

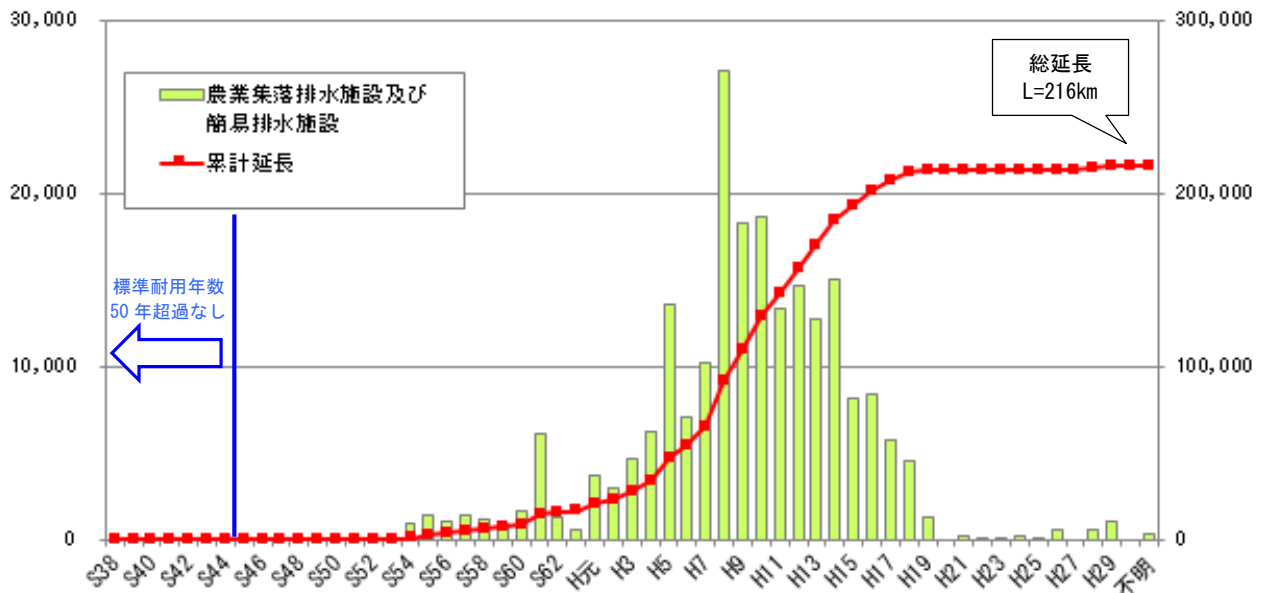


図 2-3 経過年数別管きょ延長



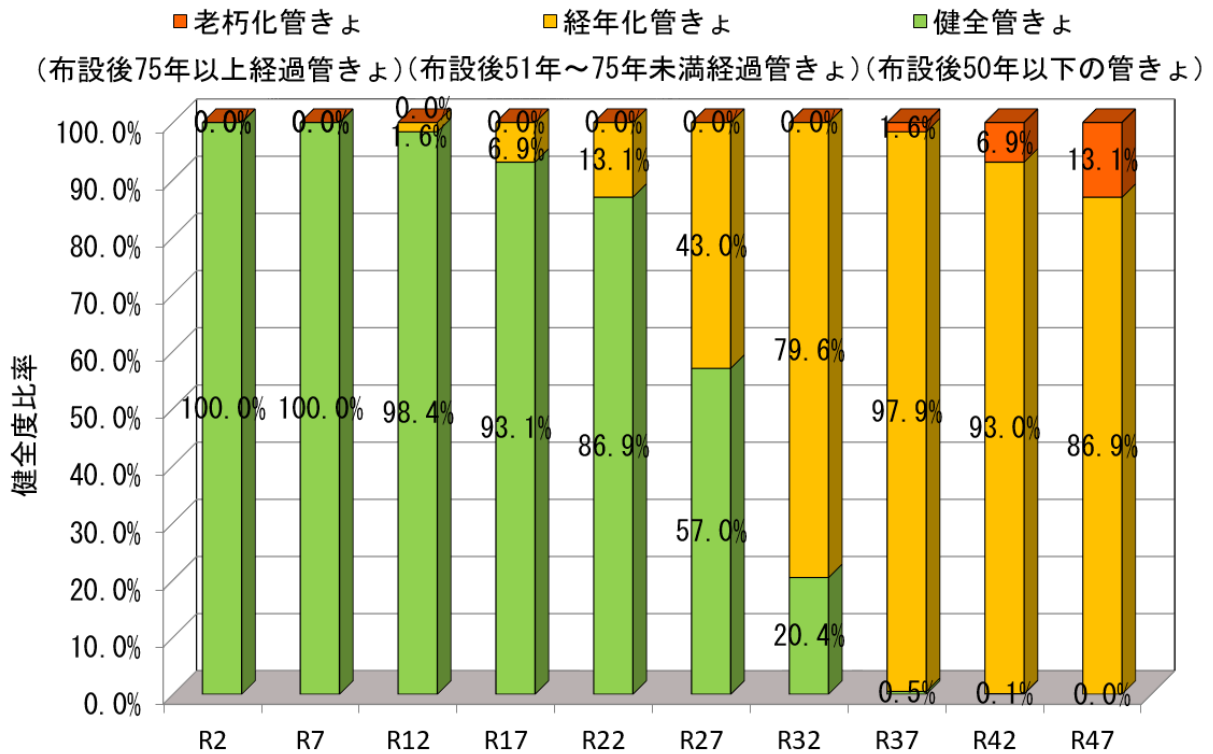


図 2-4 現状の農業集落排水施設の管きよを更新しない場合の健全度の推移

老朽化管きよ (施設) ⇒ 目標耐用年数超過管きよ (施設)  
 適切な使用期間を超えて使用が継続しており、速やかに更新することが望ましいと考えられる管きよ (施設)

経年化管きよ (施設) ⇒ 標準耐用年数超過管きよ (施設)  
 リスクはそれほど高くないが今後更新を考えていくべき管きよ (施設)

健全管きよ (施設)  
 問題なく使用できると考えられる標準耐用年数を超過していない管きよ (施設)

② 施設の状況

農業集落排水事業の各処理区の処理場等の施設における機器類については、更新周期である15～35年を経過したものが増加しており、「最適整備構想」を策定して改築更新工事を実施しています。

簡易排水事業の施設についても、今後の更新が課題となっています。

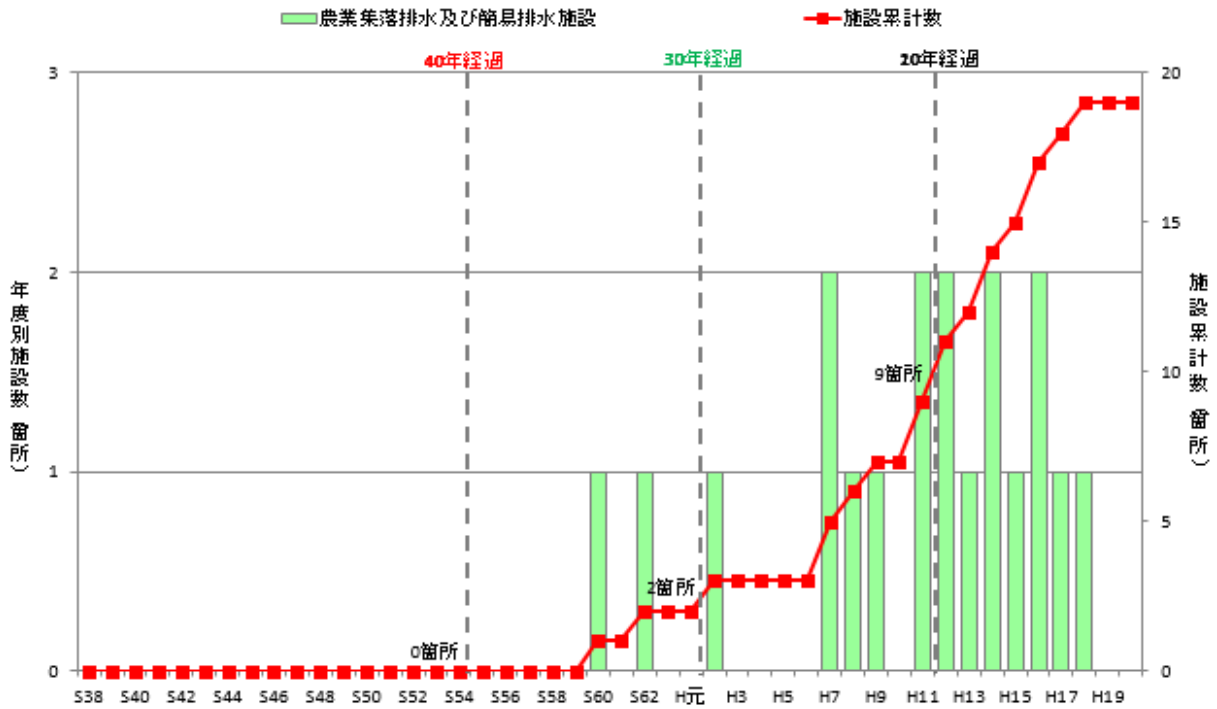


図 2-5 建設年度別処理場

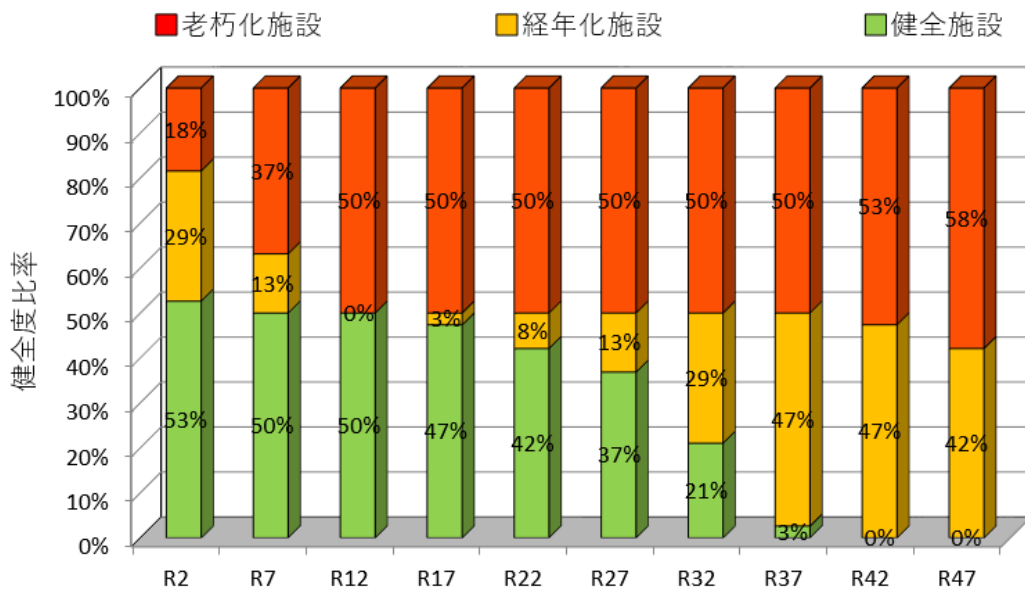


図 2-6 現状の農業集落排水施設及び簡易排水施設の処理場を  
更新しない場合の健全度の推移

#### (4) 組織の見通し

将来にわたり農業集落排水事業及び簡易排水事業を安定して運営するため、職員数を一定数確保しておくことが必要不可欠です。

令和元年度の職員数は4人で、施設の維持管理を適正に行う業務が事業の大半を占めています。

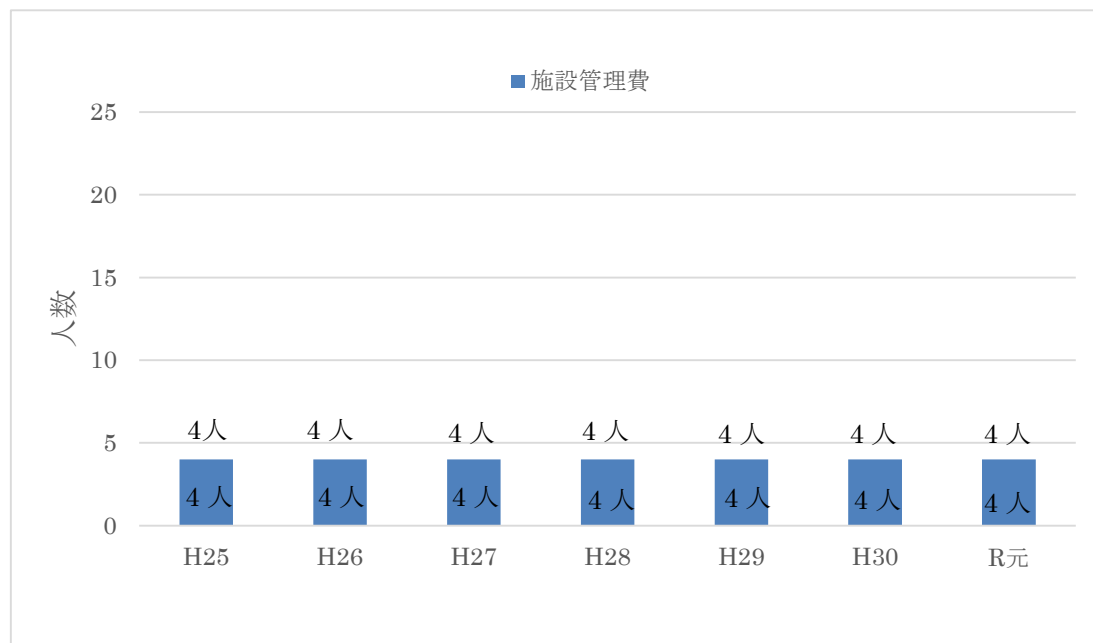


図2-7 職員数の推移

### 3 経営の基本方針

農業集落排水事業及び簡易排水事業は、利用者の生活環境の改善や周辺水域の環境保全を担う事業であり、適切な施設の維持管理や更新を行わなければ、快適な生活環境や豊かな自然環境が脅かされることとなります。

利用者からの使用料で運営されている農業集落排水事業及び簡易排水事業を取り巻く環境は、人口減少等により収入の減少が見込まれる一方、老朽化する施設の更新や維持管理に係る費用は増加傾向にあり、より一層厳しくなっています。

福知山市上下水道部では、公共の福祉の増進（お客様への満足）を永続的に届けるため、上下水道の提供という行政サービスを通じて、確かなマネジメントを構築し、絶え間なき改善により「幸せが実感できるまち」の実現に向けて全力で取り組むこととし、経営の基本方針を以下のように定めます。

#### 基本理念

#### 安心・安全を未来へつなぐ上下水道

#### 基本方針

- 安心・安全で快適な暮らしを届ける
- 強靱で安定した上下水道を構築する
- 健全な経営を維持する

#### 4 投資・財政計画（収支計画）

##### （1）投資・財政計画（収支計画）

別紙に福知山市農業集落排水施設事業投資・財政計画を示します。

（内訳） 別紙1 農業集落排水施設事業 合算

別紙2 農業集落排水事業

別紙3 簡易排水事業

##### （2）投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

###### ① 収支計画のうち投資についての説明

目標	「最適整備構想」に基づき、ライフサイクルコストの比較検討を行いながら、更新計画を進めていきます。年間約2.3億円の投資を見込んでいます。
----	--

農業集落排水施設の改築更新にあたっては、今後更新時期を迎える施設が増加するため、老朽化施設が発生しないように中長期的な視点で計画的かつ効率的に実施していきます。施設の状況を客観的に把握・評価し、施設の延命化、費用の平準化を図るため、最適整備構想に基づき必要な更新費用を見込んでいます。

###### ② 収支計画のうち財源についての説明

目標	事業を計画的に実施するため、有利な補助金や企業債などを活用し、財源の確保に努め、持続可能で安定した経営を目指します。
----	--

###### <使用料>

農業集落排水事業、簡易排水事業ともに、使用料収入については、人口減少に伴い減少傾向にあります。両事業ともに地理的条件が厳しく、処理区域内人口も少ないため汚水処理原価が高く、公共下水道事業と比較して高い使用料となっています。

###### <補助金>

施設の更新にあたっては、農山漁村地域整備交付金事業計画に基づき、有利な補助金を活用することを見込んでいます。

###### <企業債>

建設改良事業の財源として、補助事業をはじめとした起債対象の事業については、企業債を活用することとしています。

農業集落排水事業においては、企業債償還金の負担が大きいため、資本費平準化債を借入可能額の範囲内において借り入れることを見込んでいます。

(単位：千円)

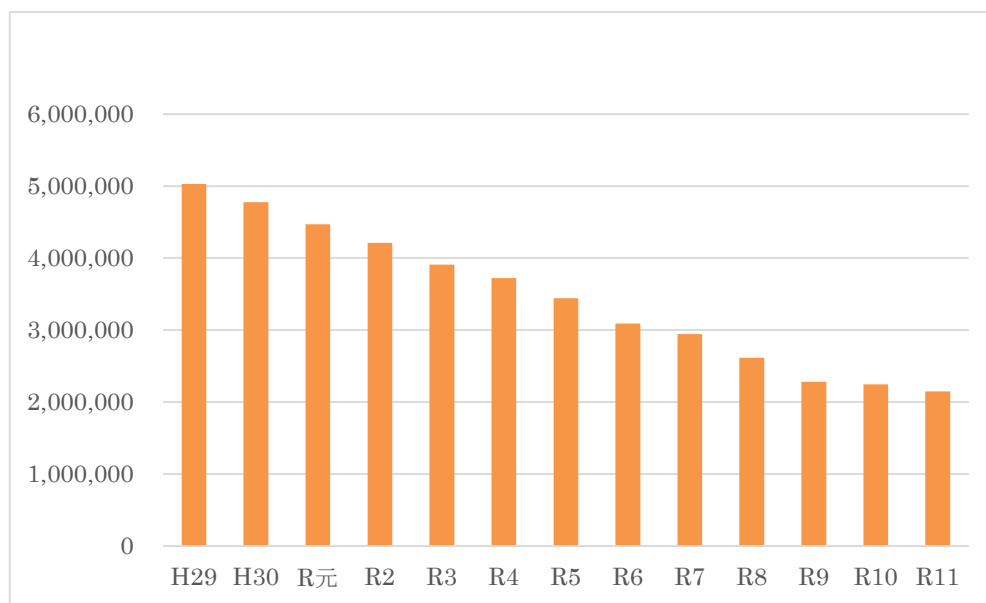


図 4-1 企業債残高の推移 (簡易排水事業は企業債残高なし)

#### <繰入金>

一般会計からの繰入金については、総務省基準に基づく基準内の繰入金を基本としつつ、災害復旧事業分及び収支不足分については基準外の繰入金により補てんすることとしています。

(単位：千円)

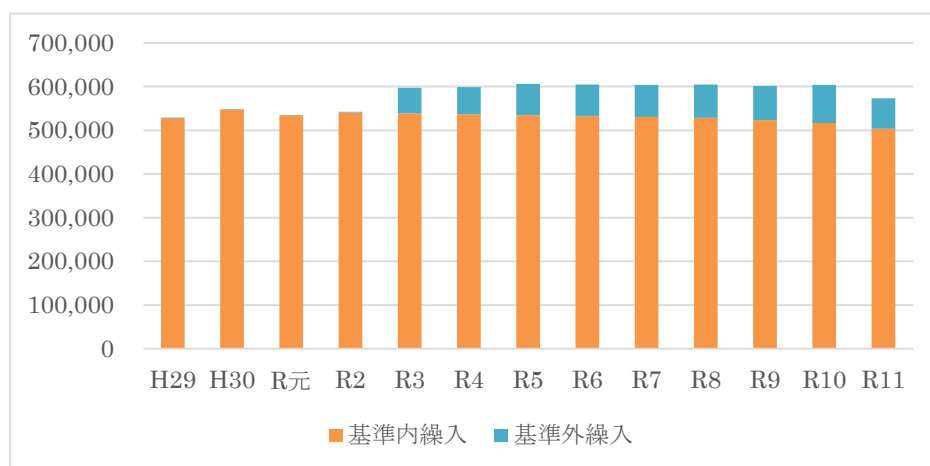


図 4-2 繰入金の推移 (農業集落排水事業)

(単位：千円)

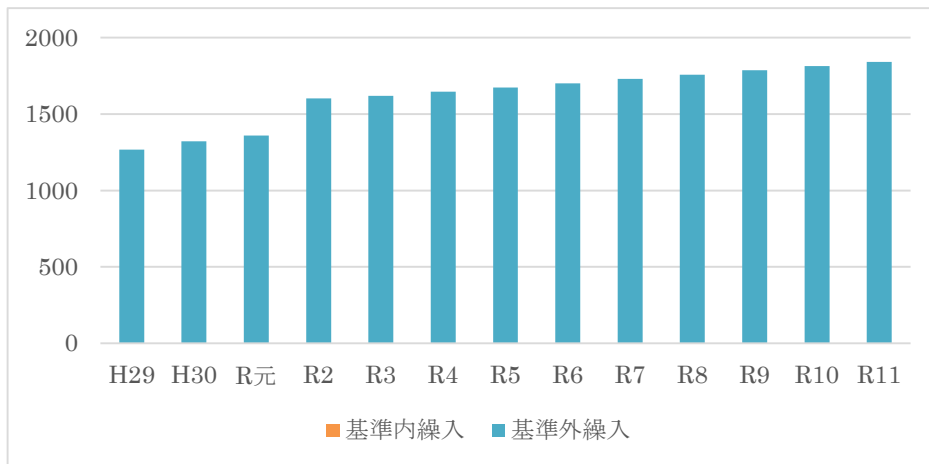


図 4-3 繰入金の推移 (簡易排水事業)

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

農業集落排水事業では、営業費用のその他については、令和4年度と令和6年度に実施する処理区の統合により、一旦減少すると見込んでいますが、令和7年度以降は老朽化する施設の維持管理費の増加を見込んでいます。支払利息については、高金利時代に借り入れた企業債の償還が順次完了し、近年の低金利な企業債の償還に移行することにより減少していくと見込んでいます。

簡易排水事業では、営業費用のその他については、老朽化する施設の維持管理費の増加を見込んでいます。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	広域化について、国や京都府の動向を注視しながら、近隣市町と検討を進めていきます。
投資の平準化に関する事項	特にありません。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	特にありません。
その他の取組	特にありません。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	農業集落排水事業、簡易排水事業ともに、地理的条件が厳しく、処理区域内人口も少ないため汚水処理原価が高く、公共下水道事業と比較して高い使用料となっていますが、これ以上の使用料の値上げを直ちに実施することは困難であるため、一般会計からの基準外繰入金を収支不足額に充当することとしています。
資産活用による収入増加の取組について	特にありません。
その他の取組	特にありません。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	施設の維持管理について、包括的民間委託の導入を検討します。
職員給与費に関する事項	職員数は一定数を確保しながら、地方公務員法の給与の原則に基づき条例で決定します。
動力費に関する事項	電力自由化に伴う入札制度の活用による経費節減に取り組んでいきます。
薬品費に関する事項	特にありません。
修繕費に関する事項	設備の長寿命化を図ることにより、修繕費の節減に努めます。
委託費に関する事項	委託の発注内容や方法等を見直します。
その他の取組	令和5年4月より農業集落排水事業及び簡易排水事業の地方公営企業法の適用を予定しており、下水道事業として一体的で効率的な事業の運営を図っていきます。



5 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

この経営戦略では、令和2年度から令和11年度までの10年間について、農業集落排水事業及び簡易排水事業の経営の方向性を示しています。

今後は、年次ごとに収支や更新事業等の進捗確認を行うとともに、「下水道ビジョン」とも連携させながら、3年先の令和5年度を目処として「下水道ビジョン」の点検・見直しに合わせ、経営戦略も見直す計画です。

年度	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
農業集落排水施設事業 経営戦略	計画始動	➡	➡	点検・見直し	➡	➡	点検・見直し	➡	➡	➡	➡	点検・見直し	➡
下水道ビジョン		計画策定作業	➡	ビジョン始動	➡	➡	点検・見直し	見直しビジョン始動	➡	➡	➡	点検・見直し 計画期間終了	新ビジョン始動

図 5-1 経営戦略と下水道ビジョンの点検・見直し

別紙1 福知山市農業集落排水施設事業投資・財政計画

【農業集落排水施設事業 合算】

(単位:千円, %)

区 分		年 度													
		平成29年度 (決算)	平成30年度 (決算)	令和元年度 (決算)	令和2年度 (予算)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	436,915	476,910	419,377	461,616	469,309	468,805	473,494	471,259	467,978	466,589	463,069	465,973	443,025	
	(1) 営 業 収 益 (B)	205,370	219,464	195,353	233,871	187,954	184,899	181,314	177,807	174,375	171,018	167,734	164,520	161,376	
	ア 使 用 料 収 入	193,326	195,772	190,813	189,570	187,846	184,791	181,206	177,699	174,267	170,910	167,626	164,412	161,268	
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)	11,571	23,491	4,443	44,193										
	ウ そ の 他	473	201	97	108	108	108	108	108	108	108	108	108	108	
	(2) 営 業 外 収 益	231,545	257,446	224,024	227,745	281,355	283,906	292,180	293,452	293,603	295,571	295,335	301,453	281,649	
	ア 他 会 計 繰 入 金	231,475	242,490	223,961	227,682	281,292	283,843	292,117	293,389	293,540	295,508	295,272	301,390	281,586	
	イ そ の 他	70	14,956	63	63	63	63	63	63	63	63	63	63	63	
	2 総 費 用 (D)	441,590	490,109	425,109	489,820	460,096	439,658	434,771	422,977	418,419	416,529	413,359	410,377	410,830	
	(1) 営 業 費 用	345,127	401,832	345,132	416,027	394,431	381,169	382,916	378,641	380,376	382,119	383,871	385,632	387,401	
	ア 職 員 給 与 費	37,251	38,157	31,551	31,785	31,785	31,785	31,785	31,785	31,785	31,785	31,785	31,785	31,785	
	イ そ の 他	307,876	363,675	313,581	384,242	362,646	349,384	351,131	346,856	348,591	350,334	352,086	353,847	355,616	
	(2) 営 業 外 費 用	96,463	88,277	79,977	73,793	65,665	58,489	51,855	44,336	38,043	34,410	29,488	24,745	23,429	
	ア 支 払 利 息	96,463	88,277	79,977	73,793	65,665	58,489	51,855	44,336	38,043	34,410	29,488	24,745	23,429	
イ そ の 他				940	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000		
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	△ 4,675	△ 13,199	△ 5,732	△ 28,204	9,213	29,147	38,723	48,282	49,559	50,060	49,710	55,596	32,195		
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	486,231	475,731	442,779	510,560	505,371	758,366	573,345	409,786	813,544	435,721	388,911	960,024	749,892	
	(1) 地 方 債	156,500	157,900	119,200	179,800	151,000	271,800	178,600	87,800	287,500	88,400	60,400	330,000	228,100	
	うち 資 本 費 平 準 化 債	120,000	115,700	110,100	116,200	120,700	108,400	102,400	79,600	74,500	52,500	40,100	6,100		
	(2) 他 会 計 補 助 金	298,827	307,097	312,709	316,440	317,810	316,706	315,394	312,992	312,347	311,115	308,025	304,250	293,139	
	(3) 他 会 計 借 入 金														
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金														
	(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金	30,020	10,534	9,179	12,279	33,591	165,386	76,853	8,987	213,603	36,112	20,392	325,680	228,559	
	(6) 工 事 負 担 金	884	200	1,154	700										
	(7) そ の 他			537	1,341	2,970	4,474	2,498	7	94	94	94	94	94	
	2 資 本 的 支 出 (G)	487,784	476,885	440,656	509,080	514,584	787,513	612,068	458,068	863,103	485,781	438,621	1,015,620	782,087	
	(1) 建 設 改 良 費	68,938	54,008	15,235	71,100	61,222	329,263	153,102	17,370	427,204	72,221	40,783	651,355	457,115	
	うち 職 員 給 与 費														
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	418,846	422,877	425,421	437,980	453,362	458,250	458,966	440,698	435,899	413,560	397,838	364,265	324,972	
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金														
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金															
(5) そ の 他															
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 1,553	△ 1,154	2,123	1,480	△ 9,213	△ 29,147	△ 38,723	△ 48,282	△ 49,559	△ 50,060	△ 49,710	△ 55,596	△ 32,195		

別紙1 福知山市農業集落排水施設事業投資・財政計画

【農業集落排水施設事業 合算】

(単位:千円, %)

区 分	年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		(決算)	(決算)	(決算)	(予算)									
収支再差引	(E)+(I)	(J)	△ 6,228	△ 14,353	△ 3,609	△ 26,724								
積立金	(K)	5,226	4,015	2,585	600	280	206	206	206					
前年度からの繰越金	(L)	62,431	50,977	44,309	38,115	10,791	10,511	10,305	10,099	9,893	9,893	9,893	9,893	9,893
前年度繰上充用金	(M)													
収益的支出に充てた地方債	(N)		11,700											
収益的支出に充てた他会計借入金	(O)													
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)+(N)+(O)	(P)	50,977	44,309	38,115	10,791	10,511	10,305	10,099	9,893	9,893	9,893	9,893	9,893
翌年度へ繰り越すべき財源	(Q)		400											
実質収支	黒字 (R)	50,977	43,909	38,115	10,791	10,511	10,305	10,099	9,893	9,893	9,893	9,893	9,893	9,893
	赤字 (S)													
赤字比率	$\frac{(S)}{(B)-(C)} \times 100$													
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$		50.8	52.2	49.3	49.8	51.4	52.2	53.0	54.6	54.8	56.2	57.1	60.2
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額	(T)													
営業収益－受託工事収益	(B)-(C)	(U)	193,799	195,973	190,910	189,678	187,954	184,899	181,314	177,807	174,375	171,018	167,734	164,520
地方財政法による資金不足の比率	$((T)/(U) \times 100)$													
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額	(V)													
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額	(W)													
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	(X)													
健全化法第22条により算定した資金不足比率	$((V)/(X) \times 100)$													
他会計借入金残高	(Y)													
地方債残高	(Z)	5,030,377	4,777,100	4,470,879	4,212,699	3,910,337	3,723,887	3,443,521	3,090,623	2,942,224	2,617,064	2,279,626	2,245,361	2,148,489

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		(決算)	(決算)	(決算)	(予算)									
収益的収支分		231,475	242,490	223,961	227,682	281,292	283,843	292,117	293,389	293,540	295,508	295,272	301,390	281,586
	うち基準内繰入金	230,166	241,143	222,580	226,053	228,220	227,434	226,499	224,778	224,317	223,433	221,214	218,504	210,524
	うち基準外繰入金	1,309	1,347	1,381	1,629	53,072	56,409	65,618	68,611	69,223	72,075	74,058	82,886	71,062
資本的収支分		298,827	307,097	312,709	316,440	317,810	316,706	315,394	312,992	312,347	311,115	308,025	304,250	293,139
	うち基準内繰入金	297,287	305,612	311,688	314,762	310,240	309,129	307,810	307,005	306,359	305,127	302,136	298,361	293,139
	うち基準外繰入金	1,540	1,485	1,021	1,678	7,570	7,577	7,584	5,987	5,988	5,988	5,889	5,889	
合 計		530,302	549,587	536,670	544,122	599,102	600,549	607,511	606,381	605,887	606,623	603,297	605,640	574,725

別紙2 福知山市農業集落排水施設事業投資・財政計画

【農業集落排水事業】

(単位:千円, %)

区 分		年 度													
		平成29年度 (決算)	平成30年度 (決算)	令和元年度 (決算)	令和2年度 (予算)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	434,826	474,737	417,159	459,164	466,845	466,329	471,006	468,759	465,465	464,063	460,530	463,421	440,460	
	(1) 営 業 収 益 (B)	204,548	218,613	194,495	233,020	187,109	184,068	180,499	177,008	173,592	170,249	166,980	163,781	160,651	
	ア 使 用 料 収 入	192,504	194,921	189,955	188,719	187,001	183,960	180,391	176,900	173,484	170,141	166,872	163,673	160,543	
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)	11,571	23,491	4,443	44,193										
	ウ そ の 他	473	201	97	108	108	108	108	108	108	108	108	108	108	
	(2) 営 業 外 収 益	230,278	256,124	222,664	226,144	279,736	282,261	290,507	291,751	291,873	293,814	293,550	299,640	279,809	
	ア 他 会 計 繰 入 金	230,208	241,168	222,601	226,081	279,673	282,198	290,444	291,688	291,810	293,751	293,487	299,577	279,746	
	イ そ の 他	70	14,956	63	63	63	63	63	63	63	63	63	63	63	
	2 総 費 用 (D)	439,501	487,936	422,891	487,368	457,632	437,182	432,283	420,477	415,906	414,003	410,820	407,825	408,265	
	(1) 営 業 費 用	343,038	399,659	342,914	413,575	391,967	378,693	380,428	376,141	377,863	379,593	381,332	383,080	384,836	
	ア 職 員 給 与 費	37,251	38,157	31,551	31,785	31,785	31,785	31,785	31,785	31,785	31,785	31,785	31,785	31,785	
	ウ ち 退 職 手 当														
	イ そ の 他	305,787	361,502	311,363	381,790	360,182	346,908	348,643	344,356	346,078	347,808	349,547	351,295	353,051	
	(2) 営 業 外 費 用	96,463	88,277	79,977	73,793	65,665	58,489	51,855	44,336	38,043	34,410	29,488	24,745	23,429	
	ア 支 払 利 息	96,463	88,277	79,977	73,793	65,665	58,489	51,855	44,336	38,043	34,410	29,488	24,745	23,429	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息				940	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000		
イ そ の 他															
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	△ 4,675	△ 13,199	△ 5,732	△ 28,204	9,213	29,147	38,723	48,282	49,559	50,060	49,710	55,596	32,195		
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	486,231	475,731	442,779	510,560	505,371	758,366	573,345	409,786	813,544	435,721	388,911	960,024	749,892	
	(1) 地 方 債	156,500	157,900	119,200	179,800	151,000	271,800	178,600	87,800	287,500	88,400	60,400	330,000	228,100	
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債	120,000	115,700	110,100	116,200	120,700	108,400	102,400	79,600	74,500	52,500	40,100	6,100		
	(2) 他 会 計 補 助 金	298,827	307,097	312,709	316,440	317,810	316,706	315,394	312,992	312,347	311,115	308,025	304,250	293,139	
	(3) 他 会 計 借 入 金														
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金														
	(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金	30,020	10,534	9,179	12,279	33,591	165,386	76,853	8,987	213,603	36,112	20,392	325,680	228,559	
	(6) 工 事 負 担 金	884	200	1,154	700										
	(7) そ の 他			537	1,341	2,970	4,474	2,498	7	94	94	94	94	94	
	2 資 本 的 支 出 (G)	487,784	476,885	440,656	509,080	514,584	787,513	612,068	458,068	863,103	485,781	438,621	1,015,620	782,087	
	(1) 建 設 改 良 費	68,938	54,008	15,235	71,100	61,222	329,263	153,102	17,370	427,204	72,221	40,783	651,355	457,115	
	ウ ち 職 員 給 与 費														
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	418,846	422,877	425,421	437,980	453,362	458,250	458,966	440,698	435,899	413,560	397,838	364,265	324,972	
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金														
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金														
(5) そ の 他															
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 1,553	△ 1,154	2,123	1,480	△ 9,213	△ 29,147	△ 38,723	△ 48,282	△ 49,559	△ 50,060	△ 49,710	△ 55,596	△ 32,195		

別紙2 福知山市農業集落排水施設事業投資・財政計画

【農業集落排水事業】

(単位:千円, %)

区 分	年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		(決算)	(決算)	(決算)	(予算)									
収 支 再 差 引	(E)+(I) (J)	△ 6,228	△ 14,353	△ 3,609	△ 26,724									
積 立 金	(K)	5,226	4,015	2,585	600	280	206	206	206					
前年度からの繰越金	(L)	62,431	50,977	44,309	38,115	10,791	10,511	10,305	10,099	9,893	9,893	9,893	9,893	9,893
前年度繰上充用金	(M)													
収益的支出に充てた地方債	(N)		11,700											
収益的支出に充てた他会計借入金	(O)													
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M)+(N)+(O) (P)	50,977	44,309	38,115	10,791	10,511	10,305	10,099	9,893	9,893	9,893	9,893	9,893	9,893
翌年度へ繰り越すべき財源	(Q)		400											
実 質 収 支	黒 字 (R)	50,977	43,909	38,115	10,791	10,511	10,305	10,099	9,893	9,893	9,893	9,893	9,893	9,893
(P)-(Q)	赤 字 (S)													
赤字比率	$\left( \frac{(S)}{(B)-(C)} \times 100 \right)$													
収益的収支比率	$\left( \frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100 \right)$	50.7	52.1	49.2	49.6	51.2	52.1	52.8	54.4	54.6	56.1	56.9	60.0	60.1
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額	(T)													
営業収益－受託工事収益	(B)-(C) (U)	192,977	195,122	190,052	188,827	187,109	184,068	180,499	177,008	173,592	170,249	166,980	163,781	160,651
地方財政法による資金不足の比率	$((T)/(U) \times 100)$													
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額	(V)													
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額	(W)													
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	(X)													
健全化法第22条により算定した資金不足比率	$((V)/(X) \times 100)$													
他会計借入金残高	(Y)													
地 方 債 残 高	(Z)	5,030,377	4,777,100	4,470,879	4,212,699	3,910,337	3,723,887	3,443,521	3,090,623	2,942,224	2,617,064	2,279,626	2,245,361	2,148,489

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		(決算)	(決算)	(決算)	(予算)									
収益的収支分		230,208	241,168	222,601	226,081	279,673	282,198	290,444	291,688	291,810	293,751	293,487	299,577	279,746
	うち基準内繰入金	230,166	241,143	222,580	226,053	228,220	227,434	226,499	224,778	224,317	223,433	221,214	218,504	210,524
	うち基準外繰入金	42	25	21	28	51,453	54,764	63,945	66,910	67,493	70,318	72,273	81,073	69,222
資本的収支分		298,827	307,097	312,709	316,440	317,810	316,706	315,394	312,992	312,347	311,115	308,025	304,250	293,139
	うち基準内繰入金	297,287	305,612	311,688	314,762	310,240	309,129	307,810	307,005	306,359	305,127	302,136	298,361	293,139
	うち基準外繰入金	1,540	1,485	1,021	1,678	7,570	7,577	7,584	5,987	5,988	5,988	5,889	5,889	
合 計		529,035	548,265	535,310	542,521	597,483	598,904	605,838	604,680	604,157	604,866	601,512	603,827	572,885



別紙3 福知山市農業集落排水施設事業投資・財政計画

【簡易排水事業】

(単位:千円, %)

区 分	年 度		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	(E)+(I)	(J)	(決算)	(決算)	(決算)	(予算)									
収 支 再 差 引	(E)+(I)	(J)													
積 立 金		(K)													
前年度からの繰越金		(L)													
前年度繰上充用金		(M)													
収益的支出に充てた地方債		(N)													
収益的支出に充てた他会計借入金		(O)													
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M)+(N)+(O)		(P)												
翌年度へ繰り越すべき財源			(Q)												
実 質 収 支	(P)-(Q)	黒	(R)												
		赤	(S)												
赤字比率	$\frac{(S)}{(B)-(C)} \times 100$														
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額			(T)												
営業収益－受託工事収益	(B)-(C)		(U)	822	851	858	851	845	831	815	799	783	769	754	739
地方財政法による資金不足の比率	$((T)/(U) \times 100)$														
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額			(V)												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額			(W)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模			(X)												
健全化法第22条により算定した資金不足比率	$((V)/(X) \times 100)$														
他会計借入金残高			(Y)												
地方債残高			(Z)												

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
			(決算)	(決算)	(決算)	(予算)									
収益的収支分			1,267	1,322	1,360	1,601	1,619	1,645	1,673	1,701	1,730	1,757	1,785	1,813	1,840
	うち基準内繰入金														
	うち基準外繰入金		1,267	1,322	1,360	1,601	1,619	1,645	1,673	1,701	1,730	1,757	1,785	1,813	1,840
資本的収支分															
	うち基準内繰入金														
	うち基準外繰入金														
合 計			1,267	1,322	1,360	1,601	1,619	1,645	1,673	1,701	1,730	1,757	1,785	1,813	1,840